

學校教育法施行規則解說 (二)

文部事務官 笠原謙二郎

第八章 雜則

——幼稚園に關係ある條項——

廢止規定

第八十二條の廢止規定中に「幼稚園令施行規則」「私立學校令施行規則」及び教員検定の諸規定も包含されていることを注意すべきである。

よる國民學校幼稚園等以外の學校は教育基本法の趣旨に反しない限り尙從前の學校として存續し、又は舊制の學校相互の轉換も認められている譯である。これは法九十八條及則第九十條、同第九十一條の諸規定によつて當然了解されるのである。よつて之等の大學生高等學校特殊教育の強制切換時期等に關しては、閣議の決定を経て遠からず別途法的な措置を講ずることとなつてゐる。

從前 の 諸 學 校

第八十三條「從前の規定による師範學校、高等師範學校及び女子高等師範學校の附屬國民學校及び附屬幼稚園は夫々學校教育法による小學校及び幼稚園とみなす」本條文は法第十九十七條の規定の新制度によつて國民學校、之に類する各種學校、同じく準ずる各種學校及び幼稚園は全面的な切換えとなり、これ以外の大學、高等學校、特殊教育の切換えに付ては強制的でなく、中學校に付ては新制切換えの中間の行き方即ち校内に入れるが、主義務設置、義務就學は本年度では最初一年だけということである。その結果として、從前の規定に

第八十五條「從前の規定による師範學校、高等師範學校、女子高等師範學校及び青年師範學校に付ては次に定めぐもの外尙從前の例による。」

師範學校は小學校及び中學校の教員たるべき者を養成することを目的とする。

師範學校には、附屬小學校及び附屬中學校を置く。

特別の事情ある場合に於ては公立又は私立の小學校及び中學校を以て附屬小學校及附屬中學校に代用することができ

る。

高等師範學校には學校教育法による附屬中學校及び附屬小學校を置く。

女子高等師範學校には學校教育法による附屬中學を置く。
女子高等師範學校には附屬小學校及び附屬幼稚園を置くことができる。

青年師範學校には附屬中學校を置くことができる。

特別の事情ある場合に於ては公立又は私立の中學校を以て附屬中學校に代用することができる。師範學校高等師範學校等に付ては附屬幼稚園の設置が強制されていないが女子高等師範學校には附屬幼稚園設置を強制する建前となつてゐるので、之等を新制度に切換えした條文である。

幼兒の編入

第九十二條「幼稚園令による幼稚園（師範教育令による幼稚園及び盲學校聾啞學校令による初等部の豫科を含む）に在學する幼兒はこれを其のまゝ學校教育法による幼稚園に編入する。」

當分の處置

本條文は附屬幼稚園等以外の一般幼稚園に此の施行規則施行當時は在學するものの編入取扱いを定めた條文である。
第九十四條「尋常小學校卒業者及び國民學校初等科修了者は之を學校教育法による小學校の卒業者とみなす。國民學校特修科及び青年學校普通科修了者はこれを學校教育法による中學校第二學年修了者とみなす。前項に規定するものゝ外從

前の規定による學校の卒業者の資格に付ては別に之を定める」本條文中「從前の規定による學校の卒業者の資格」に付てはやがて舊制度の學校が全面的切換の時期に於て一括して法の學校中の相當學校の相當學年の修了者、卒業者とみなすことを規定する法的措置を豫想したものである。

教員免許狀の效力

第九十五條「學校教育法第九十八條に規定する學校に係る教員免許狀の效力、授與その他に關しては第八十二條の規定にかゝらず當分の間に定あるもの、外なお從前の例による」之は從前の規定によつて存續する學校（之は強制切換の對象となる國民學校幼稚園等以外の學校をいう）の教員免許狀の授與に關しては、追つて教員免許狀令等の改正される迄は、從來通りの效力、授與の存續を認めぬ趣旨を規定したものである。

第九十六條「校長、園長、教諭又は助教諭には第八條の規定にかかるらず、當分の間夫々校長假免許狀、園長假免許狀教諭假免許狀又は助教諭假免許狀を有する者を充てることができる」第八條によつて園長となる爲には園長免許狀（之は園長本免許狀のことを云ひ假免許狀を除外したもの）を有するものでなければならぬことを原則とするが、前條解説の通り新免許制度の規定するまで、園長假免許狀所有者をもつ

て園長となし得る暫定規定である。

校長園長假免許狀を有する

とみなされるもの

第九十八條「左の各號の一に該當する者はこれを校長假免許狀を有するものとみなす。」

一、この省令適用の際現に中學校高等女學校實業學校青年學校國民學校に類する各種學校國民學校に準ずる各種學校又は幼稚園の學校長又は學長の職にある者、

二、從前の規定により從前の學校の學校長又は幼稚園の園長となることが出来る者」

本條文の第一號は現に幼稚園の園長の職にある者、及び第二號は現に園長として在職していないが園長たる資格を有する者は、何れもそのまゝ園長假免許狀所有者とみなして新制度の幼稚園の園長となることができるといふ、既得權を尊重した條文に外ならない。

幼稚園教諭假免許狀を有する

みなされるもの

第一百四條「左の各號の一に該當するものはこれを幼稚園教諭假免許狀を有する者とみなす。」

一、幼稚園教員免許狀を有する者、

二、第九十九條第一號から第九號まで及び前條第一號から第三號までの各號の一に該當する者、

三、その他文部大臣の指定した者

第一號の從前の規定による幼稚園教員免許狀所有者は當然幼稚園教諭免許狀を認められ、又小學校教諭假免許狀を認められる次のような者、(一)國民學校本科教員免許狀及び同專科教員免許狀所有者、(二)國民學校初等科教員免許狀所有者、(三)青年學校又は青年學校教員養成所卒業者、(四)この省令施行當時文部教官又は地方教官で青年學校教員たるもの(即ち本官以外の嘱託講師等は除外されている)、(五)中等教員免許狀高等教員免許狀所有者、(六)免許狀を有せざるも現に實業學校の教員である者(但し中等程度の學校の卒業者でなく又免許狀もなくして特技例えは柔道、劍道、生花、茶湯……等の教員であるものは除外されてゐる)、(七)大學同豫科、高等學校高等科、專門學校等の教員の經歷を有する者(之は免許狀の有無に關係ない)、(八)學士、(九)高等專門學校卒業者(十)その他、文部大臣の指定したもの(之は現在まだ適用がない)等は凡て幼稚園教諭假免許狀所有者とみなすとの趣旨である。

幼稚園助教諭假免許狀を有する

みなされるもの

第一百五條「左の各號の一に該當するものはこれを幼稚園助教諭假免許狀を有するものとみなす。」

一、第百五條第一號、第二號及び第四號から第六號までの各號の一に該當する者、

二、その他文部大臣の指定した者

即ち第一號は小學校助教諭假免許狀を有する者とみなされ得る者は、青年學校教員の職にある者の中、文部教官地方教官以外の者全部及び文部大臣の指定した者等は何等の手續をせずして幼稚園教諭假免許狀を有するものとみなされるとの規定である。

假免許狀の取上げに關して

第一百七條「假免許狀の取上げに關する項は別にこれを定める」とあるは、法第十條の免許狀取上げ（從來の免許狀褫奪のことである）條文に應する條文であるが、尙これに關しての實際の取扱等はやがて教員免許令改正の際に明記されることと思う。又假免許狀の資格認定の仕方は、別途に行政處分をするのではなくして、その資格を有する者は現に幼稚園職員として在職すると否とにかからず、有資格者として認められるものであることを注意されたい。

土川五郎氏を悼む

○六七番地の自邸において、胃癌のため逝去せられた。昭和

土川五郎氏には八月十三日、東京都澁谷區代々木大山町一保母養成所長、瑞穂幼稚園長としてと共に、律動遊戲の創作及び普及における長く廣い功績は、保育界の深く感謝記念するところである。終戦に近く、すべての活動から退いて、懇々老を養つていられたが、最近、令息ピヤノ名手土川正浩氏（東京女子高等師範學校教授、國立音樂學校長）をうしなわれ、そのために心を痛められたことも、如何に大きかつたかと拜察にたえない。わが國保育界全體として、また特に種々力を盡された日本幼稚園協會として、心から哀悼する次第である。